

長野県信濃町で  
スタートする新婚生活！

住居費用・引っ越し費用 の

最大30万円 補助します！

## 信濃町結婚新生活支援事業補助金

ご結婚おめでとうございます。

信濃町では、新婚世帯を対象に平成31年1月1日から平成32年2月29日までに支払った次の費用の合計額を補助しています。



※補助額は、千円未満切り捨てとなります。

※予算が終了した時点で募集を終了します。



### 補助対象となる世帯

平成31年1月1日から平成32年2月29日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次の要件を満たしている世帯。

- ①夫婦共に町内に居住し、当該地に住民登録をしていること
- ②婚姻時に夫婦共に34歳以下であること
- ③世帯の所得が340万円未満であること（無職の場合は所得なし、貸与型奨学金の返済がある場合はその額を控除）
- ④過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと（補助限度額30万円の範囲内の申請に限り、2回目以降も対象）
- ⑤夫婦共に町税等を滞納していないこと
- ⑥夫婦共に暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者ではないこと



### 補助申請手続

住居費等支払いが完了しましたら、補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添付して平成32年3月6日までに定住促進係へ提出してください。

- ①婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- ②夫婦の所得証明書
- ③物件の売買契約書及び領収書の写し ※住居購入の場合
- ④物件の賃貸借契約書及び領収書の写し ※住居賃貸借の場合
- ⑤住宅手当支給証明書（様式第2号） ※住居賃貸借の場合
- ⑥引っ越しに係る領収書の写し ※引っ越しの場合
- ⑦離職票又は退職証明書の写し ※離職した場合
- ⑧貸与型奨学金の返済が確認できる書類 ※返済している場合

お問合せ

長野県上水内郡信濃町大字柏原428-2 信濃町総務課定住促進係

TEL:026-255-1007

E-mail:teiju@town.shinano.lg.jp